理事の職務権限規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸(以下「この法人」という。)の理事の職務権限を定め、この法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事の構成)

第 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、総数の3分の1を超えないものとする。

3 理事は、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の総数が3分の1を超えないようにしなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 4 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(細則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

この規程は、2022 年 6 月 22日から施行する。

2025年12月25日　改定